

研究指導 大津 淳 准教授

自己破産についての一考察

寺島美波 荒川由妃 佐川真未

1 研究目的・動機

昨今の景気的大幅な落ち込みにより、全国企業倒産件数の推移は、2007年が14,091件、2008年が15,686件、2009年が15,480件となっている。この3年間での件数の増減率は、2007年から2008年にかけては約11%の増加、2007年と2009年とでは約9%の増加である。この企業の倒産に伴う失業者の増加で自己破産者も増加していくのではないかと考えた。一方で、その自己破産を規定している制度はどのようなものであるのか興味を持った。このことから、現在の自己破産の制度では今後増加していくと予想される破産者に公平な判断を下せるか疑問に思った。よって本研究では、自己破産の制度に適正な判断基準が設けられているのか、その制度に問題点が存在しないのかということ明らかにする。

2 自己破産

2-1 自己破産とは

自己破産¹とは自然人の破産をいい、借主が支払い不能の状況に陥ってしまった債務を免責により整理するための方法である。債務者の債務を清算し、再出発のチャンスを与えることが自己破産の目的である。

自己破産は、破産法によって内容が規定されている。破産法では、債務者が債務の支払いを停止し、支払い不能になったときを破産手続き開始の要因としている。この時、債務者は破産申立てが可能となると同時に破産の原因を裁判所に説明する。また、破産申立て開始には費用²を納めなくてはならない。しかし、この費用は捻出できなくても国が債務者の代わりに資金を納め、手続きを申し立てることができる。このとき所有している財産は自身で所有できる自由財産を除き、破産財団³に帰属する。破産財団に帰属した財産は債務者自身で処分、管理などが出来なくなる。この破産手続き中、債権者による強制執行、仮差押え等の行為、債務者の財産に関する訴訟手続きは裁判所により中止を命ぜられる。この命令により債務者の経済生活の再生という破産の目的を達成できない場合は強制執行、国税滞納を中止できる。また、申立てはできるが費用が納められなかった場合に、申立て時または申立て後に廃止も決定されることがあるとしている。債権者側が手続き廃止を求めた場合も同じく廃止される。

さらに破産法では、裁判所は免責不許可事由に該当しない場合に免責を許可するとしている。また、免責許可が下りても免責されないものとして請求権がある。それは、租税、悪意による不法行為での損害賠償請求権、扶助の義務などの義務による請求権、罰金等である。最後に、無事に破産者の免責許可が下りた場合、または破産手続き廃止の決定が確定した場合に復権が行われる。

では、実際に債務を抱えてから、自己破産が完了するまでの流れを見てみる。

破産手続開始申立

審尋

¹ 自己破産は債務整理の一種である。債務整理には自己破産の他に任意整理がある。

² 手続きにかかる費用は収入印紙代、予納郵券代、予納金である。

³ 自由財産を除いた、破産者が所有する財産で、管理および処分については制限されている。

- 破産手続開始決定
- 官報への破産手続開始決定の公告
- 破産手続開始決定の確定
- 免責許可の申立て
- 審尋
- 免責許可の決定
- 免責の確定

まず、債務者は支払い不能になると破産手続開始の申立てをする。この時点で、債務者は破産者と呼ばれる。次に、申立てに必要な書類⁴を提出し費用⁵を納めると、破産者は約1ヵ月後に裁判所から呼び出され、破産申立ての内容についての質問を受ける。ここで裁判所は破産申立人が支払不能の状態であると判断すれば、破産手続開始決定となる。その後、破産手続開始決定について官報に公告され、公告後、異議申立て期間である2週間が経過するとこの決定は確定する⁶。そして、債権者は破産手続開始から、破産手続開始決定の確定後1ヶ月以内に免責許可の申立てを行う。免責許可申立て後、破産者は裁判所から呼び出しがあり、申立ての内容についての質問を受ける。このとき、内容が不許可事由に該当しなければ、免責許可が決定し、免責が確定する。なお、免責不許可になった場合、破産者は高等裁判所に即時抗告することができる。

上記の で示した、自己破産対象の条件である支払い不能の状況の明確な基準は破産法では定められていないが、実際に起きている破産事件を見ていく中である程度の目安は存在している。以下の式は現在の借金額を毎月の返済可能額で割って計算し、完済にかかる月数が36ヶ月を超えている場合、つまり3年以内に借金を完済できるかどうかをみる式である。月収が30万円、月返済可能額が約14万円、借金が1000万円の独身者を例にあげ、実際に計算してみる。現在の借金額1000万円を毎月の返済可能額14万円で割ると、完済までの月数は71ヶ月となり3年を超えていることになる。この対象者の場合、支払い不能の状況であるといえる。

月収 30万円	}	現在の借金額	月返済可能額	完済にかかる月数
月返済可能額 14万円(独身者)		1000	÷ 14	= 71
借金可能額 1000万円				

参考)井樋克之『自己破産・借金地獄脱出マニュアル』 日本文芸社 p.29

2-2 自己破産推移の背景と改正

2-2-1 自己破産新受件数と景気動向指数の推移

次に、動機の部分で示した自己破産件数と景気の悪化との関係性について検証していく。図表 2-1 は平成13年から平成20年までの破産新受件数と景気動向指数⁷の動きを示したグラフである。

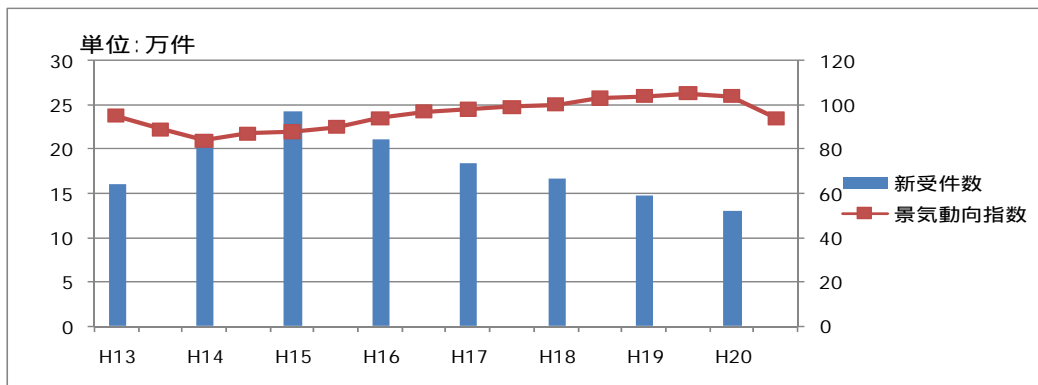
⁴ 破産手続開始申立書、戸籍謄本、住民票、陳述書、陳述書付属書類のコピー、債権者一覧表、資産目録、資産目録の付属書類のコピー、家計全体の状況、家計全体の状況の付属書類のコピーがある。

⁵ 注記2を参照。

⁶ 決定後、即時抗告が無ければ決定内容の変更が不可能となり、内容の確定となる。

⁷ 内閣府が毎月発表している、景気の現状把握および将来予測に資するために作成された指標である。

図表 2-1 破産新受件数と景気動向指数



参考) 「裁判所」 <http://www.courts.go.jp/> 「法務省」 <http://www.moj.go.jp/index.html>

図表 2-1 を見ると、最も破産新受件数が多いのは平成 15 年である。その背景として、景気動向指数を見ると平成 13 年から平成 14 年にかけて数字が下がっており、景気が落ち込んでいるということがわかる。次に新受件数を見ると、景気動向指数が下がった次の年である平成 15 年には、件数が大幅に増えている。景気が落ち込んだ次の年には破産件数が増えていることから、景気動向と破産件数は関係があると考えた。そして、その後の景気動向指数を見ると、平成 20 年から景気が落ち込んでいるため、今後は平成 21 年には破産件数が増えるのではないかと推測される。

この景気の回復のほかに、破産新受件数の変動に関する項目として貸金業法の改正があげられる。いわゆるヤミ金融と呼ばれる貸金業による無登録営業、違法な高金利による貸付け、悪質な取立てなど違法行為が多発し、大きな社会問題となった。このことから、ヤミ金融対策として貸金業規制法と出資法の一部が平成 18 年に改正された。貸金業規制法の主な改正点は、貸金業への参入条件の厳格化、貸金業協会の自主規制機能強化、行為規制の強化である。また、出資法の改正点には出資法上限の金利の引下げとグレーゾーン金利の解消、遅延損害金の上限の引上げ、制限超過利息に関する特例の廃止などがある。この改正により、過払いの返還要求が可能となり、また違法な金利の支払いが無効になることで余分な返済の必要がなくなった。これらの改正により違法な債務が規制されて債務者が減少したことから、破産件数も減ったと考えることができる。

2-2-2 破産法の改正

また、2-2-1 であげた破産者数の増加に伴う貸金業法の改正とともに破産法も平成 16 年に改正を行った。個人破産における主な改正点としては以下のものがあげられる。

図表 2-2 新破産法と旧破産法の改正点(個人破産)

	旧破産法	新破産法
自由財産	特になし	標準的な世帯の必要生活費を基準として、その3ヶ月分とされる
免責	特になし	裁量免責を明文化
免責許可の申立て時期	免責許可の同時申立ては不可	免責許可の同時申立てが可能
免責審尋	免責審尋	免責審尋の任意化
免責手続き中の個別執行	特になし	免責手続き中の個別執行が禁止
再度の免責	再度免責の制限期間10年	再度免責制限期間を7年間に短縮

参考)「御器谷法律事務所」 http://www.mikiya.gr.jp/Revised_bankruptcy_law.html

まず、新破産法において、自由財産に含まれる金銭は必要生活費 3 カ月分とされ、具体的には 99 万円までとなった。以前まで免責許可申立ては、破産申立てと免責手続きは別時期に別手続きで行っていたが、改正後は破産手続きと同時に免責手続きを自動的に行うことになった。これにより手続きの段階がひとつ減り、手続きの迅速化が図られた。また、個別執行⁸により、債権者は債務者に対し、手続き中に独断で取り立てや差し押さえなどを行うことが出来なくなった。不許可事由における改正としては、再免責の申立て期間が 10 年から 7 年へと短縮されたことのみであった。

この改正で急増する破産者への迅速な手続き開始を行い、より多くの破産者の対応にあたるようにした。また、自由財産の拡張により破産後の生活が過ごしやすくなるほか、破産手続き中の債務者への強制執行の制限などから債務者保護の要素が強くなった。

2-3 自己破産のメリットとデメリット

上記で説明した通り、現在の日本における自己破産の制度は債務者保護の要素が強いため、債務者へのメリットが多い。その一方で、デメリットの少なさが大きく目立つ。自己破産におけるデメリットとしてあげられるのは、公法上の資格制限、税法上の資格制限、自由の制限などである。

図表 2-3 自由の制限の内容

自由の制限	説明義務	破産者は、破産管財人や債権者集会の請求により破産に関し必要な説明をしなければならない。
	居住の義務	破産者は、裁判所の許可がなければ住居を離れて転住または長期の旅行をすることができません。
	引致・監守	破産者は、裁判所が必要と認める場合は身体の拘束されることがあり逃走または財産を隠したり、壊したりする恐れがあるときは監守を命じられる。
	通信の秘密の制限	破産者にあてられた郵便物などはすべて破産管財人に配達され、破産管財人は受け取った郵便物は開封が許可されている。
	財産の管理処分権の喪失	破産者は破産宣告時に所有していた財産の管理処分権を失い、管理処分権は管財人の手に渡る。

参考) 井樋克之『自己破産・借金地獄脱出マニュアル』 日本文芸社

上記の図 2-3 であげたように、自由の制限には大きく分けて 5 つの項目がある。1 つ目としては説明の義務がある。説明の義務とは、破産者の財産管理を行う破産管財人や、破産管財人による債権者集会⁹において、破産者は、破産に関し必要であるとされた説明をしなければならない。また、2 つ目には、居住の義務があげられる。居住の義務とは、破産者が裁判所の許可を得ずに、住居の転居や長期の旅行を行うことはできないというものである。3 つ目には引致・監守の制限があげられる。これは、破産者が裁判所から必要と認められた場合に、身体を拘束されるというものである。また、逃走を行うことや財産を隠したり壊したりする恐れがある場合においては、監守を命じられることもある。4 つ目としては、通信の秘密の制限があげられる。これは、破産者にあてられた郵便物は、全て破産管財人に配達され開封されるというものである。5 つ目としてあげられるのは、財産の管理処分権の喪失である。この制限は、破産者が破産宣告時に所有していた、自由財産を除く、破産財団の管理処分権を失い、その権

⁸ 手続き中の強制執行のこと。

⁹ 債権者集会とは、債権者に破産手続に関する情報を開示し、また、破産手続に債権者の意見を反映させるために、裁判所によって開催され、法定の事項について決議等する債権者の集会である。

利は管財人の手に渡るといふものである。これら5つのものが自由の制限として存在している。

また、図表2-3で示したもののほかには、住居移転の際に裁判所の許可が必要になることや、本籍地の自己破産者名簿に記載されることがある。

図表2-4 公法上、司法上の資格制限の内容

公法上の資格	税法上の資格	
	民法上	商法上
・弁護士 ・公認会計士 ・税理士 ・公証人 ・司法書士 ・検察審査員 など	・代理人 ・後見人 ・後見監督人 ・保証人 ・遺言執行者 など	・合名会社の社員 ・合資会社の社員 ・株式会社の取締役 ・株式会社の監督者

参考) 井樋克之『自己破産・借金地獄脱出マニュアル』 日本文芸社

上記の図表2-4を見てわかるように、それぞれの資格や業種に該当する法律によって制限されている。しかし、制限されない資格や、業種も存在している。その例としてあげられるのが、行政書士、医師、建築士、宗教上の役員、特殊な職を除く国家公務員や、地方公務員、学校の教師などがある。これらのものは、それぞれの法律において制限の規定はされていない。さらに、選挙権や被選挙権などの公民的な権利も制限はされない。

また、破産法には破産手続き開始決定により、公法上や税法上の資格を失うという規定はない。だが、その他の法律により規定されている資格がある。たとえば、弁護士（弁護士法7条5号）、公認会計士（公認会計士法4条4号）、宅地建物取引業者（建物取引業法5条1項1号）、不動産鑑定士（不動産の鑑定評価に関する法律16条3号）などがある。上記の法律により、破産者となった者が該当する資格または、職業に就いているものはその資格を喪失してしまう。

さらに、消費者信用取引¹⁰制限、自己名義の価値のある財産を失うこと、破産後7年間は再度自己破産をすることが出来ないことなどもあげられる。上記であげたデメリットは、破産宣告をしてから免責決定が確定するまでの間のものと、免責決定・確定後のものに分けられる。免責決定・確定後も続くデメリットには、自由の制限があげられる。また、消費者信用取引の制限と、破産後7年間は免責決定を受けられないという2つも破産手続き終了後に残るデメリットである。ただし、破産における調査、審尋等の手続き終了後にはなくなる。さらに、免責が確定すると公法上、税法上の資格制限もなくなる。よって、手続き終了後は自己破産する前とは変わらない生活、もしくは、債務の支払い免除が下るために、自己破産をする以前よりも金銭面において充実した生活を送ることが可能となる。

また、一般的に認識されている自己破産のデメリットとして、選挙権がなくなることや、破産手続き終了後は以前のような生活を送ることができないなどといったものがあげられる。しかし、実際にそのようなデメリットはない。手続き終了後は自己破産する前とは変わらない生活、もしくは、債務の支払い免除が下るために、自己破産をする以前よりも金銭面において充実した生活を送ることが可能となる。

¹⁰ 銀行からの借入れやクレジットカードの利用などである。

2-3-2 メリット

しかし、破産者となり喪失してしまった資格を回復させることが可能な復権という制度が破産法の中に含まれている。復権とは、破産者となった者が破産手続き開始によって生じる各種の資格や権利の制限を無くし、破産者となった者の本来の地位を回復させるという制度である。だが、全破産者が当然復権という制度を利用できるわけではない。利用できない場合というのは免責が下りない場合である。また、復権は当然復権と申し立てによる復権の2種類に分けられる。

図表 2-5 当然復権の種類と許可事由

当然復権	申し立てによる復権
<ul style="list-style-type: none"> ・免責許可決定が確定したとき ・同意破産廃止決定が確定したとき ・再生計画認可決定が確定したとき ・破産者が破産手続開始決定後、詐欺破産罪につき有罪の確定判決を受けることなく10年を経過したとき 	当然復権の事由に該当しないものも、弁済、免除などにより全破産債権者に対する債務につき責任を免れた場合は、破産裁判所に申し立てすることができる

参考) 河村好彦『破産法の解説』 一橋出版

当然復権とは、免責を申し出てから免責許可が確定したときにできる復権である。このほかには同意破産手続¹¹廃止決定が確定したとき、再生計画¹²認可決定が確定したときなどがある。また、上記で述べた復権の事由に該当することができなかつた場合には、復権の申し立てにより復権をすることができる。この復権は、上記の図 2-5 で述べたように弁済や免除などにより、全債務につき免責を免れた場合に、破産裁判所に申し立てをすることができるというものである。

免責確定及び破産手続き完了後、破産者は復権を果たし、今まで通りの生活に戻ることが可能である。復権の効果としては、市町村役場の破産者名簿から名前が抹消されること、破産宣告後に得た財産は自由になること、図表 2-3 であげた資格所有者は業務を再開し、役職や役割を担えることがある。

このほかにあげられるメリットが、債務の支払い義務をすべて免除されるというものだ。自己破産手続き終了後における収入は自由に使用して良いとされ、破産後は債務のない状態から新たにスタートできる。さらに、破産者である間は、債務の支払いが一時停止となり、それに伴う業者からの取立てなども規制される。日常生活に必要な家財道具¹³や、必需品などの自由財産¹⁴は手放す必要はない。また、自己破産を理由に会社から解雇されることはないの、今までのように収入を得ることが可能である。さらに、戸籍や住民票などにも記載はされないため、必然的に第三者に知られることはない。これらが主なメリットとしてあげられる。

自己破産の目的は多額の債務を背負い支払い不能に陥ってしまった人の債務を清算することであり、再出発のチャンスを与えるものとされている。よって、破産者には多くのメリットが設けられており、破産者は、自己破産手続きが終了した時点から債務を抱えず暮らしていくことが可能となる。このことから自己破産によって背負うことになる負のものは、ほとんど存在しないといえる。

¹¹ 破産債権の届出をすべき期間内に届出をした破産債権者の全員の同意を得ている場合の手続きのことである。

¹² 債権者の債権の一部金額を減額し、債務者に無理のない支払いを続けさせる計画のことである。

¹³ 冷蔵庫やテレビなどの家具や電化製品である。

¹⁴ 破産者が管理し、自由に処分できる財産のことである。

2-4 免責不許可事由

2-4-1 免責不許可事由の概要

これまで、自己破産の流れや内容について説明を行ってきたが、申立てをした人すべてが破産できるというわけではない。

破産法第 252 条に定められている免責不許可事由¹⁵に該当している場合には免責が下りず、自己破産ができないとされている。破産者が免責を受けるには破産者の誠実性が必要とされる。よって、免責不許可事由がその誠実性を測る基準として定められている。免責不許可事由は、大きく分けると3つのものがある。

1 目としては破産者が、故意に破産債権者を害する行為をしたとされる場合である。この中には、特定の債権者に対し、特別の利益または害を与える目的で、担保の供与または債務の消滅に関する行為を行った場合や、浪費や賭博などにより多額の負債を背負ってしまった場合などが含まれる。

2 目としては、破産者が破産手続上の説明や、書類提出などの義務を怠り、破産手続きの適正な進行を妨害した場合である。この中には、裁判所が行う調査において説明を拒んだり、虚偽の説明を行ったりした場合や、不正な手段により破産管財人¹⁶の職務を妨害した場合などが含まれる。

3 目としては、政策的に免責が不許可とされる場合があげられる。この中には、免責許可決定が下りた日や、再生計画認可の日などから7年以内に再度自己破産申立てを行った場合などが含まれる。

2-4-2 裁量免責

しかし、上記で述べた免責不許可事由に該当している場合であっても、破産者の事情により、免責が許可される場合がある。その事情としてあげられるのが、破産者が自己破産を申立てなければならな

¹⁵ 破産法第 252 条第 1 項 1 号から 11 号までに記載されている。

債権者を害する目的で、破産財団に属し、又は属すべき財産の隠匿、損壊、債権者に不利益な処分その他の破産財団の価値を不当に減少させる行為をしたこと。

破産手続の開始を遅延させる目的で、著しく不利益な条件で債務を負担し、又は信用取引により商品を買入れこれを著しく不利益な条件で処分したこと。

特定の債権者に対する債務について、当該債権者に特別の利益を与える目的又は他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって、債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをしたこと。

浪費又は賭博その他の射幸行為をしたことによって著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したこと。

破産手続開始の申立てがあった日の一年前の日から破産手続開始の決定があった日までの間に、破産手続開始の原因となる事実があることを知りながら、当該事実がないと信じさせるため、詐術を用いて信用取引により財産を取得したこと。

業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造したこと。

虚偽の債権者名簿(第二百四十八条第五項の規定により債権者名簿とみなされる債権者一覧表を含む。次条第一項第六号において同じ。)を提出したこと。

破産手続において裁判所が行う調査において、説明を拒み、又は虚偽の説明をしたこと。

不正の手段により、破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害したこと。

次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から七年以内に免責許可の申立てがあったこと。

イ 免責許可の決定が確定したこと 当該免責許可の決定の確定の日

ロ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の日

ハ 民事再生法第二百三十五条第一項(同法第二百四十四条において準用する場合を含む。)に規定する免責の決定が確定したこと 当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日

第四十条第一項第一号、第四十一条又は第二百五十条第二項に規定する義務その他この法律に定める義務に違反したこと。

¹⁶ 破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者である。

った理由や、おかれている状況、また破産者の行動などである。このほかにも、破産者の年齢や性別、職業などといったものもある。

これらの事情を、裁判所の裁判官たちが考慮し、判断する裁量により免責を許可する場合がある。過去に裁量免責が許可された例としてあげられるのが、経済的な背景が関係していた場合、親族からの援助が期待できない場合、誠意を持って返済に努めた場合、更正の見込みがある場合などである。

2-5 問題点の所在

ここで、破産法について少し考えたい。破産事件の中には、浪費や賭博などにより借金を抱え、破産にたどり着くものもある。浪費や賭博は、不許可事由に該当するものであるから、もちろん免責は許可されない。しかし破産法は252条第2項において、「免責不許可事由のいずれかに該当する場合であっても、裁判所は、破産手続き開始の決定に至った経緯その他一切の事情を考慮して免責を許可することが相当であると認めるときは、免責許可の決定をすることができる」としている。この裁量免責という制度によって、通常は免責不許可となるものであっても免責が許可されているのである。つまり、申立てをすればほとんどの債務者が破産できてしまうというのが現在の自己破産の状態である。破産法は免責不許可事由を設け、明確な規定を示しているにもかかわらず、裁量免責によって事情を考慮した免責許可を許しているのだ。このような矛盾点があることから、現行の破産法の機能には問題があるのではないかと考える。

2-6 判例

ここでは、前章で取り上げた免責不許可事由と裁量に関する判例を取り上げる。この判例から裁量免責の現状について把握していく。(三ヶ月章 編 2008年『破産法・民事再生法・会社更生法 判例体系』第一法規出版 pp.1673の15-17,1673の20-21,1673の25-1674)

2-6-1 免責不許可事由に該当するが許可された事例

事例1

プロ野球選手による4台の自動車の買換えは、浪費に相当するが、判示の事情のもとでは、裁量により免責するのが相当である。(平成9年8月22日福岡高民3決定)

原告人は、プロ野球の選手をしていた。原告人の父には、電気店を経営していたころに発生した多額の債務が残っており、原告人の契約金(手取り約1,800万円)及び年俸(税込みで440万円～450万円)のほとんどは債務の返済に充てられていた。原告人は、債権者16名に対して約1,365万円の債務を負い、支払い不能の状態にあった。よって、破産宣告と同時に破産廃止の決定を受け、この免責の申立てをした。この免責申立て時における債権者は14名、残存債務額は合計約1,437万円であった。そのうち約1,069万円は原告人が平成4年8月から平成6年4月までの間に買い替えた自動車及び自動車修理代の立替金債務であり、約202万円は退団後に借り入れた生活費である。その他は退団前に借り入れた生活費や飲食代等である。

判示1

上記の事実によると、原告人が4台の自動車を買替えたことは、原告人の収入に対し不相応な支出

をしたということが出来る。よって、これは浪費に該当するといえる。しかし、抗告人が支払い不能の状態に陥ったのは、上記のような浪費があったほか、父親の債務に対する返済を強いられたことや、退団を余儀なくされたことにも原因があり、一概に抗告人ばかりを非難することはできない。そして、この免責について異議の申立てをした債権者はいないこと、抗告人は若く、更生の見込みもあることが認められる。これらの事情を総合的に考慮すると、抗告人は免責不許可事由に該当するが、裁量により免責を認めるべきである。

事例 2

株式投資で損失を被った者がその損失補填のためにさらに株式投資をした結果、多大な債務を負担した。これは浪費行為に該当するが、破産者が自宅を売却してその代金を債務の支払に充てるなど誠実に債務の支払に努めてきたこと等、判示の事情のもとにおいては、裁量免責が許可された。(平成 8 年 2 月 7 日東京高民 9 決定)

抗告人は、投資運用を任せていた会社の倒産に伴い、株式投資による利益金等 7,000 万円以上を失ってしまった。その時点において、住宅ローン約 2,000 万円のほか株式投資のため親戚から借り入れた 1,000 万円の借金があった。さらに、その返済のため、消費者金融から計 720 万円を借り入れる。そのほかにも計 3,650 万円を借り入れ住宅ローン等の返済に充てたが、残った大部分の借入金でまた、株式投資を行った。しかし、その後も消費者金融から計 380 万円を借り入れる。結果、抗告人は、自宅を売却せざるを得ないこととなり、売却代金 5,730 万円を債務の返済等に充てたが、計約 2,151 万円の債務が残ることとなった。抗告人は、月 15～30 万円の収入を得ている。また、抗告人は、重度の身体障害者で入院中の母を扶養しなければならない。さらに、抗告人は、投資顧問会社が倒産したことにより株式投資により得た利益を失う。債務を弁済するために再度株式投資を始めたころには、債務が約 3,000 万円になっていた。この時点で、堅実な返済方法をとるべきだったにもかかわらず、再度株式投資を計画し、当時の抗告人の財産状態に不相応な約 3,650 万円もの多額な借入れを行った。その大部分をもとに株式投資を再開し、その結果過大な債務を負担したものであり、その行為は、浪費行為に該当するべきである。

判示 2

上記の通り、抗告人が債権者に与えた実害は必ずしも小さいとはいえない。しかし、抗告人が債務を支払うために株式投資を始めたことは、債務の堅実な返済手段とは言えない。その一方で、当時のいわゆるバブル経済の渦中の中では抗告人のように株式投資を行ったことも理解できる。また、抗告人の株式投資が行き詰ったのは、平成 2 年の株式暴落が原因であって、その責めを抗告人のみに負わせることはできない。さらに、抗告人は、退職して退職金を債務の返済に充てたほか、その自宅を売却してその代金を債務の支払に努めてきた。それに加え抗告人は、抗告人を援助してきた父が死亡し、妻とも離婚するなどして、親戚等から経済的援助を受ける見込みが少ない。ほかに、重度の身体障害者である母を扶養せざるを得ない立場にもある。これらの諸事情を考慮すると、抗告人の免責を認めて抗告人の経済的更生を図るのが相当である。よって、抗告人を免責する。

2-6-2 免責不許可事由に該当し、免責が許可されなかった事例

事例 3

多額の借り入れを行ってギャンブルや高額な飲食費用として費消した破産者の免責が認められなかった事例。(平成 17 年 1 月 14 日横浜地相模原支決定)

破産者は、平成 14 年 5 月当時、無職であった。しかし、以前に勤務していた知人の店で働いていることにして、短時間のうちに消費者金融数社から、少なくとも合計約 140 万円を借り入れた。また、他人名義の借用証書を作成し、他人が借り入れをしたかのように装い、申立人 B からは 110 万円、申立人 A からは 200 万円をそれぞれ借り入れた。このほかにも、破産者は、約 242 万円のローンを組んで自動車を購入した。この自動車は、申立人 B が破産者の兄から受け取り、申立人 B が保管を行っていた。しかし、破産者は本件の免責手続きにおける債権者からの異議申立て期間中に、合鍵を持ち出し、車中にあった借用書を焼却した。破産者は、借り入れた金銭でギャンブルを行ったほか、高額な飲食店での飲食を行った。借り入れた金銭の使用内訳として、ギャンブルに約 800 万円、飲食に約 300 万円を費やした。また、破産者は、平成 14 年以降はほとんど無職であり無収入に近い状態であった。

判示 3

以上の経緯からすると、破産者は、返済できるような状態ではなかったにもかかわらず、多額の借入れを行った。そして、ギャンブルや高額な飲食店での飲食費用として金銭を消費したことにより、破産に至ったものである。破産者が、浪費行為で消費した額は約 1,100 万円という高額であった。また、無職の状態にあったにもかかわらず、消費者金融から短時間の間に借り入れを重ねており、これらの借り入れは、ほとんど返済が行われておらず、破産者が返済に努めたとは言えない。さらに、申立人 B および申立人 A からの借り入れについては、金利が適正ではなかった疑いがあるものの、破産者は他人名義で借り入れを行っている。さらに、その額は計 310 万円の多額に上ること、また、破産者の自動車購入に関しては、少額の頭金を支払った以外、割賦金については一切返済をしていない。これらのことから、破産者において、返済の努力が見られないこと、同車両について、本件免責手続きにおける債権者の異議申立て期間中に、車を持ち出し借用書を焼却している。破産者は、自身の不利益な証拠を滅失させた行為と疑われてもやむをえない行為におよんでいる。上記までに述べたことから、破産者は免責不許可事由に該当している。さらに、その問題性は大きく、その他の諸事情を考慮しても、裁量によって免責を許可すべきではないとされた。

3 考察

今まで述べてきた研究と判例から、問題点に対する考察をあげていく。前章の判例からもわかるように、裁量免責が下る場合として、経済的な背景が関係していた場合、親族からの援助が期待できない場合、破産者が返済について誠意を示している場合などがあげられる。このように、破産法では不許可事由を取り決めているにもかかわらず、それらに該当している事件でも裁量で免責許可されているというのが現状である。実際に免責不許可となっている人の割合は、申立てをした人全体の 5%程度と極めて少数である。つまり、申立てをすればほとんどの債務者が破産できてしまう。破産者の誠実性を考慮して判決を変えるのは、免責決定後に立ち直れるか立ち直れないかをみるためでもあるので、必要な制度

ではある。しかし、不誠実な人も誠実な人も破産した原因は同じなのだ。不許可事由に該当していても、債務の返済に努めて誠意を示せば債務がなくなるのだから、債務者にとっては都合のいい制度である。だが、債権者の立場からすると、裁判官の裁量1つで債権がすべて帳消しにされるというのは理不尽であり非常に迷惑なことである。破産法には、不許可事由を規定している一方で、裁判官による裁量免責を許可しているという矛盾が生じている。以上のことから、現行の破産法では不許可事由の内容が不十分なのではないかと捉えた。

ほかの内容についても同様のことが言える。大きなデメリットとして、資格や権利の制限があげられるが、その制限を行うのは資格や権利を司るそれぞれの法律であって、免責が許可されることで破産法により規制が解除される。その上、復権後は資格や権利に規制が全くない。資格制限と並んでデメリットとされている自由の制限についても、1度は制限された権利が復権で回復する。これらから、デメリットの少なさが目立つ原因は、破産法の規制の緩さからくるものではないだろうかと考えた。本当に破産者の再出発を考えることが目的ならば、破産後の生活に多少なりとも、何らかの規制が必要ではないだろうか。

具体的には、不許可事由に該当する事件を裁量によって免責許可にする場合には、破産者の収入などを考慮し、返済が可能とされる金額を返済するように、一部免責にすることや、自己破産後において、給付金の受け取り権利の取り消し、選挙権の剥奪等の社会的な制裁を破産法で規定することなどがあげられる。数年前、手続の迅速化などの目的で改正された破産法であるが、こういった問題点・改善点があることから、もう一度、現行の破産法を見直す必要がある。

4 参考文献

- 伊藤眞 2006年『破産法(第4版)』 有斐閣
井樋克之 2007年『自己破産・借金地獄脱出マニュアル』 日本文芸社
石原豊昭 2007年『自己破産マニュアル』 自由国民社
河村好彦 2008年『破産法の解説』 一橋出版
三月月章 編集 2008年『破産法・民事再生法・会社更生法 判例体系』 第一法規出版
溝呂木雄浩 2008年『破産は国民の権利だ！借金生活脱出法 GuideBook』 法学書院

参考 URL

- 「ITJ 法律事務所」 < <http://www.hasansaisei.com/houjin/index.html> >
「貸金業法など改正の概要」 < <http://www.fsa.go.jp/> >
「株式会社 東京商工リサーチ」 < <http://www.tsr-net.co.jp/index.html> >
「クレサラ被害者の会」 < <http://1st.geocities.jp/mochybooo/index.html> >
「国立印刷局」 < kanpou.npb.go.jp/ >
「裁判所」 < <http://www.courts.go.jp/> >
「財団法人 法曹会」 < <http://www.hosokai.or.jp/index.html> >
「さくら中央法律事務所」 < <http://www.sakura-chuo.com/jikohasan/merit.html> >
「自己破産サポート.COM」 < <http://www.jikohasan-navi.com/merit/> >
「自己破産ドットコム」 < <http://www.jikohasan.com/1p-jikohasan-towa.htm#a1> >
「自己破産完全ガイド」 < <http://www.ac-hasan.jp/> >

- 「任意整理 ライフボート」 < <http://www.the-lifeboat.biz/> >
- 「破産法」 < <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO075.html> >
- 「ひかり法律事務所」 < <http://www.shakkinkaiketsu.com/archives/2008/03/26105303.php> >
- 「平間法律事務所」 < <http://www.hasan-bengoshi.com/dictionary/0302.html> >
- 「弁護士ドットコム」 < <http://www.bengo4.com/> >
- 「法務省」 < <http://www.moj.go.jp/index.html> >
- 「御器谷法律事務所」 < http://www.mikiya.gr.jp/Revised_bankruptcy_law.html >
- 「民事再生法」 < <http://hourei.hounavi.jp/hourei/H11/H11HO225.php> >
- 「民主党」 < <http://www.dpj.or.jp/> >